

こ成保第 6 4 7 号
令和 6 年 6 月 2 8 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和 6 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 6 年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱」により行うこととし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

令和6年度子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金交付要綱

(通則)

- 1 子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、令和6年能登半島地震の被災者に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、3に定める事業に係る補助を行うことにより、市町村の負担の軽減を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和6年6月28日こ成保第648号こども家庭庁成育局長通知の別紙「令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業実施要綱」に基づき市町村が実施する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業	内閣総理大臣が必要と認めた額	令和6年能登半島地震により被災した教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の減免事業による利用者負担の減免に必要な経費	定 額

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けな

ればならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

8 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて令和7年4月10日（5の（2）により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。